

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年8月19日（受付は同日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年9月16日、実施機関は、本件請求に対して、「公文書の保存期間（5年）経過により廃棄又は公文書不存在のため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月16日（受付は同年9月17日）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての趣旨

「拒否理由の公文書保存期間（5年）経過により廃棄又は公文書不存在」決定を取り消せ。

### 第4 異議申立ての理由

保存期間経過による廃棄又は不存在の理由による請求拒否は開示請求権の行使を妨げるものであり、開示請求文書の土地所有者及び利害関係人等への立ち会い依頼文、隣接「和歌山市宛立ち会い依頼文」、「和歌山市の同意が確認できる文書」であるが、地積調査作業規定準則第22条外の規定に基づく公文書であるから5年で廃棄又は不存在はあり得ない。少なくとも調査自体数年時間を要するし認証を受けるまでも数年かかることから不存在はあり得ない。

### 第5 実施機関の説明

- 1 本件請求は、実施機関が平成15年度と平成16年度に岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査としての現地調査に関するものである。
- 2 地籍調査は、国土調査法（昭和26年法律第180）第6条第2項の規

定により作成する作業規程に基づき実施するものであり、岩出市では地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）に準ずるものとしている。

- 3 本件請求における「土地所有者及び利害関係人等宛て立ち会い要請文書」については、実施機関が準則第20条の規定により現地調査を実施する地域内の土地の所有者等に対して実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するために送付した通知文であると思われるが、当該通知文原本は送付先において保管されるものであることから、当該通知文の送付に関して実施機関が決裁した文書（以下「本件対象文書1」という。）であると特定したが、保存期間は5年であり保存期間を経過したことにより廃棄したため存在しない。
- 4 なお、現地調査に係る土地所有者等の同意があったことなどの経緯は、準則第23条第2項の規定により地籍調査票に記録し、保存期間を永年として現存していることから、本件対象文書1は5年以上保存すべき重要な文書でないと考える。
- 5 本件請求における「隣接和歌山市関係職員の立ち会いを求めた文書及び立ち会った者の同意あることが判る文書」のうち「隣接和歌山市関係職員の立ち会いを求めた文書」については、実施機関が準則第22条第2項の規定により市町村の境界の調査に関して関係市町村である和歌山市の関係職員に立ち会いを求めるために送付した依頼文であると思われるが、当該依頼原本は送付先において保管されるものであることから、当該通知文の送付に関して実施機関が決裁した文書（以下「本件対象文書2」という。）であると特定し、「立ち会った者の同意あることが判る文書」については、本件対象文書2の求めに応じて立ち会った和歌山市の関係職員の同意を得たことがわかる文書（以下「本件対象文書3」という。）と特定した。
- 6 なお、準則第22条第2項の規定では、市町村の境界の調査に関して関係市町村の関係職員に立ち会いを求めることや同意を得ることについて文書によることは義務付けられていない。
- 7 本件対象文書2については、作成が義務付けられていないことから作成していないか、作成していたとしても本件対象文書1と同様立会いに関する文書であり、保存期間の経過に伴い廃棄したことにより存在しない。
- 8 本件対象文書3については、作成又は取得が義務付けられていないことから作成又は取得しておらず存在しない。

## 第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

## 1 本件処分の対象となった文書について

- (1) 異議申立人は、本件請求に係る文書は準則に基づく公文書であるから5年で廃棄又は不存在はあり得ないと主張する。一方、実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2については、保存期間が5年であり、保存期間を経過したことにより廃棄したため存在しない。また、本件対象文書3については作成又は取得していないため存在しないとしている。

## 2 準則について

- (1) 準則第20条では、「地籍調査を実施する者は、(中略)現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)に、実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。」とされており、文書の作成を求めていると認められる。
- (2) 準則第22条第2項では、「前項の規定による調査(市町村の境界の調査)を行うに当たっては、関係市町村の関係職員の立ち会い求めるとともに境界に隣接する土地の所有者等を立ち合わせ、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点、その他必要な地点に境界標を設置するものとする。」とされているにとどまり、その他にも文書の作成を求めていると認められる規定はない。
- (3) 準則第23条第2項では、「現地調査には、当該調査に係る土地所有者等の立会いを求めるとともに、その経緯を地籍調査票に記録するものとする。」とされており、文書の作成を求めていると認められ、その地籍調査票には同意を得たことが確認できるよう同意した土地の所有者等の記名と押印を求める欄が設けられている。

## 3 本件処分の妥当性について

- (1) 本件対象文書1の存否について検討する。
  - ア 実施機関の文書分類表における本件対象文書1の保存期間を確認したところ、地籍調査に係る立会い依頼関係書類は5年と定められている。
  - イ 現地調査について当該現地調査に係る土地の所有者等の同意を得たことは、保存期間を永年として現存する地籍調査票において記録されているところ、本件対象文書1が実施機関で定める保存期間を超えて保存すべき重要な文書でないと認めるのが相当である。
  - ウ 岩出市船戸の一部地区において行った地籍調査としての現地調査は、平成16年度に完了していることから、保存期間を経過したため廃棄したとする実施機関の説明に、何ら不自然な点はない。
  - エ このことから、本件対象文書1については、存在しないと認めるこ

とができる。

(2) 本件対象文書2及び本件対象文書3の存否について検討する。

ア 準則の規定からは、本件対象文書2及び本件対象文書3についてその作成を明確に義務付けているとまでは認められないが、実務上において文書を作成しないという点については疑問が生じるところである。

イ しかしながら、本件対象文書2については、仮に作成していたとしても本件対象文書1と同様立会いに関する文書であり、保存期間の経過に伴い廃棄したとする実施機関の説明に何ら不合理な点はない。

ウ また、本件対象文書2及び本件対象文書3については、地方公共団体である和歌山市と岩出市に関する情報であって特に非公開とすべき文書ではない。異議申立人の実施機関が行う地籍調査に関する種々の主張に対して適正に行われたものであることを明らかにするためにも存在する場合には積極的に公開することが推測される所であり、あえてこれを隠蔽する理由がないと考える。

エ このことから、本件対象文書2及び本件対象文書3については、存在しないと認めることができる。

(3) よって、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地籍調査事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H27・11・30	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H27・12・1	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H27・12・16	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H27・12・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H28・1・4	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理

H28・1・6	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・1・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容

口約束も契約行為である。

口約束は、法務局岩出出張所内で合わせて四名で行われ、出張所長との間で契約行為があった。

岩出市土木課地積調査室、担当の二名及び国民の異議申立人が立ち会って為されたものである。

しかも、法務局登記官は「國」であり、國に対して地籍調査の成果に誤り（地番の移動があった）を認め担当の一人が全てを記録し、記載したことを確認している。また、書記の担当の一人に対し記録確認を伝え、この文書の開示請求もしている。

従って、口約束であるからと言っても一概に反故に出来るものでもない。

国民が立ち会って「地番の移動を認めたことと修正を約束したこと」を反故にすることは出来ない。

この時の「地籍調査作業規定準則」中第20条大字船戸字北原に関する現地調査実施についての「土地所有者及び利害関係人等宛て立ち会い要請文書」及び「第22条現地調査着手前隣接和歌山市関係職員の立ち会いを求めた文書及び立ち会った者の同意あることが判る文書」（閲覧請求）